

違反対象物の公表制度

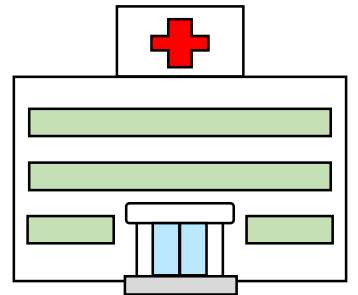
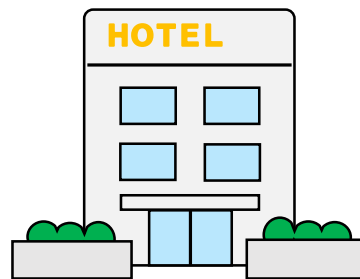
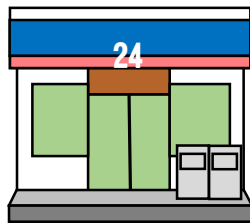
令和2年4月1日から

1 違反対象物の公表制度とは

建物を安心して利用していただくため重大な消防法令違反のある建物の情報を大曲仙北広域市町村圏組合のホームページで公表します。

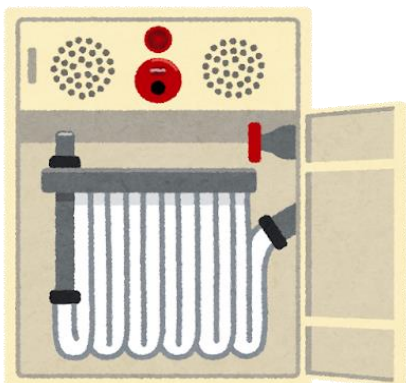
2 公表対象となる建物

飲食店、物品販売店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や病院福祉施設など1人で避難することが難しい方が利用する建物です。

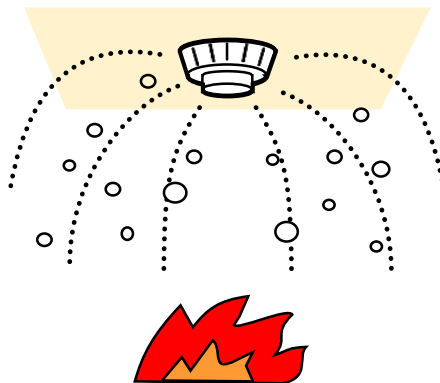


3 公表対象となる違反

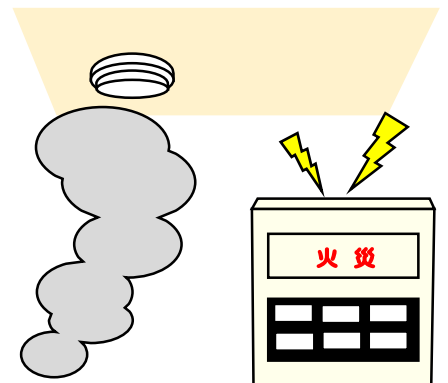
設置義務があるにもかかわらず ①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備 が設置されていない場合です。



① 屋内消火栓設備



② スプリンクラー設備



③ 自動火災報知設備

4 公表の時期

消防機関が立入検査を行い、その結果を通知した日から14日を経過したにもかかわらず、公表の対象となる違反が認められる場合に公表します。
なお、公表予定日の7日前までに関係者に公表する旨を通知します。

5 公表の内容

違反が認められた建物の

①名称 ②所在地 ③違反の内容 ④その他消防長が必要と認める事項
について公表します。

なお、違反の是正が確認された場合は公表事項を削除します。

建物関係者のみなさまへ

あなたの所有、管理している建物が以下の変更を行う場合は、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので、事前に消防署へご相談ください。

- ・ 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- ・ 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途が新たに入る場合
又は変更する場合
- ・ 開口部を塞いだり、窓にフィルム等を貼る場合



お問い合わせ先

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

予防課 0187-63-0316

大曲消防署 0187-63-0151

角館消防署 0187-54-2302

